

## バドミントン

### 第 1 章 規 則

#### 第 1 条 【名称及び所在地】

クラブ名を バドミントンクラブと称し、NPO法人Generale Muroran Sports Clubが主催・監修・運営をし、本事務所を室蘭市輪西町1丁目32番14号に置く。

#### 第 2 条 【 目 的 】

クラブは下記の事を目的とする。

当クラブは、運動不足の改善及び健康維持活動の普及に努めると共に、スポーツへの理解を深め健全な育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的としています。

#### 第 3 条 【 入会資格・手続き 】

①積極的に楽しみ、健康維持の為クラブの活動に参加できるもの。

②本規約に賛同した者。

#### 第 4 条 【 除 名 】

会員がクラブを著しく傷つける行為、及び言動があったと認められる場合は当クラブ側から該当会員を除名する事ができる。

### 第 2 章 事 業

#### 第 5 条 【 運 営 費 】

①入会金は200円とする。参加料は都度支払い100円とする。

本クラブでは傷害保険などに加入いたしません。

#### 第 6 条 【 活 動 】

原則的に月2回を基本に活動するが、回数を増やすこともある。また、天候及び練習場の都合により活動を中止する場合がある。

#### 第 7 条 【負傷時の処置】

会員が活動時に負傷した場合、スタッフが応急処置を行う。

ただし、その後の治療・入院・通院等については、会員者本人の加入保険を使用する。

#### 第 9 条 【 免 責 】

活動中の怪我等については入会者本人の保険を適用する。

クラブバス運行時の事故については、NPO法人 Generale Muroran Sports Clubの加入の自賠責・任意保険を適用し、NPO法人Generale Muroran Sports Club、並びにスタッフに対して何ら損害賠償を請求しないこととする。

また、活動中の盗難については当クラブは一切賠償いたしません。

第 10 条 【 休校・閉鎖 】

当クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとします。

第 11 条 【 協 議 】

本規約に定めていない事項が発生した場合には、誠意をもって協議し円滑に解決することとする。

第 12 条 【 附 則 】

当チームは、必要に応じ、随時本契約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができます。尚、本規約の変更については当チームより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にクラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第 13 条 【 発 行 】

本規約は、2017年4月1日より発行するものとします。

第 14 条 【 改 定 】